

# 八頭町老人クラブ連合会郡家支部規約

## (名 称)

第1条 本会は、八頭町老人クラブ連合会郡家支部（以下「郡家支部」いう。）と称する。

## (事務所)

第2条 本会は、事務所を八頭町社会福祉協議会本所内に置く。

## (組織及び編成)

第3条 郡家支部の組織は、郡家地域内の単位老人クラブをもって組織し、6地区（上私都、中私都、下私都、東郡家、西郡家、国中）に編成する。  
2 必要に応じて専門部を置き、専門業務の企画・運営にあたることができる。

## (目 的)

第4条 本会は、郡家支部内における老人クラブ活動の振興を図り、もって老人福祉の推進に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1 老人クラブ相互の連絡と振興を図るための事業。  
2 心と体の健康づくりのための事業。  
3 生活を豊かにし、生きがいを高めるための事業。  
4 地域を豊かにするための事業。  
5 その他、目的達成に必要な事業。

## (役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。  
1 支 部 長 1名  
2 副支部長 3名  
3 理 事 14名  
4 監 事 2名

## (役員を選任)

第7条 本会の役員は、次のとおり選出する。  
1 支 部 長 代議員会において、会員の中から選出する。  
2 副支部長 代議員会において、会員の中から選出する。  
3 理 事 各地区で地区会長、地区副会長を選出し、女性役員を加え、代議員会において承認する。  
4 監 事 代議員会において、会員の中から選出する。

## (役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。  
1 支 部 長 この会を代表し、会務を統括する。  
2 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代

行する。

- 3 理事 この会の運営と事業の執行にあたる。
- 4 監事 この会の会計を監査し、その結果を代議員会に報告する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会に、次の会議を置く。

- 1 代議員会
- 2 理事会

会議は、すべて構成員の2分の1以上の出席によって成立し、多数決による。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(代議員会)

第11条 代議員会は、各単位クラブの会長又は、委任を受けた者をもって構成する。

- 2 代議員会は、最高の議決機関であり、次の事項を審議・議決する。
  - (1) 規約の改正及び規定の制定・改正・廃止。
  - (2) 事業報告及び会計収支決算の認定。
  - (3) 事業計画及び会計収支予算の議決。
  - (4) 役員を選出。
  - (5) その他必要な事項。
- 3 代議員会の議長は、その都度代議員の中から選任する。
- 4 代議員会の招集は、毎年4月に支部長が行う。ただし、支部長が必要と認めるとき、または、3分の1以上の代議員から要求があったときには、臨時に支部長が招集する。

(理事会)

第12条 理事会は、執行機関であり、支部長・副支部長・理事をもって構成し、次の業務を審議運営する。

- (1) 代議員会に付議すべき事項の審議。
- (2) 代議員会で決議された事項の執行。
- (3) 代議員会で委任された事項の審議執行。
- (4) その他必要な事業の執行。
- 2 理事会の議長は、支部長があたる。
- 3 理事会の招集は、支部長が行う。ただし、支部長が必要と認めるときは随時招集する。

(顧問)

第13条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応ずる。

(事務局)

第14条 本会の庶務及び会計の事務処理のため、事務局長及び係職員を支部長が委嘱

する。

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- 1 助成金
- 2 その他

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本規約は平成18年6月9日から施行し、平成17年5月19日から適用する。
- 2 本規約は平成21年4月14日から施行する。
- 3 本規約は平成26年4月11日から施行する。
- 4 本規約は令和4年4月6日から施行する。
- 5 本規約は令和6年4月10日から施行する。

沿 革

- 1 昭和40年4月1日 郡家町老人クラブ連合会を設立し、規約制定。
- 2 平成17年5月19日 町村合併に伴い、八頭町老人クラブ連合会に統合し、郡家支部規約に移行。